河環第１０３７号

令和２年４月１４日

大阪府教育委員会教育長　様

都市整備部長

　河川における水難事故防止について（依頼）

　日頃から都市整備行政へのご理解・ご協力をたまわり厚く御礼申し上げます。

現在、国において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「緊急事態宣言」が発せられ、府内においても「外出の自粛」等が要請されているところです。

こうした中、河川での散策等は自粛対象ではないこと、また、これから気温が上昇するとともに、子どもたちが河川に近づく機会が増え、親水施設においても子どもたちの利用が予想されます。

　つきましては、河川水難事故の未然防止に向けて、下記の点について、所管の学校及び域内の市町村教員委員会に周知いただきますようお願いいたします。

　加えて、別途送付しました河川水難事故防止にかかるリーフレットについても併せて周知いただきますようお願いいたします。

また、リーフレットの電子データを送付いたしますので、子どもたちへの周知にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、周知に際しては、その内容が保護者の方にも伝わるようご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　河川には目に見えない深みや、急に流れが速くなることがあるなど、常に危険性が内在することから、幼児・児童が個人やグループで河川に遊びに行く際は、必ず保護者や大人の引率者が同行すること。

２　河川で水に触れあうときは、ライフジャケットを着用するなど十分に安全を確保すること。

３　大雨、洪水、波浪、雷等の警報や注意報が発令された際には、河川への外出を控えるとともに、外出時において天候が急激に変化した場合は、集中豪雨による河川の急激な増水の恐れがあるため、速やかに河川から離れること。

４　増水した河川には絶対に近づかないこと。